

申告書記入例（表面）



前年中に収入のなかった人及び障害年金や遺族年金等の非課税所得がある人は、裏面「IV課税される収入のなかった人」を参照してください。

I 所得金額について

- ①給与 給与・賞与・賃金等による所得
- ②雑 公的年金等：厚生年金、国民年金、恩給、共済年金等の所得
業務：原稿料、講演料等副業に係る所得
その他：生命保険契約に基づく個人年金等
- ③事業 営業等：小売業、製造業、飲食業、医師、大工、外交員等による所得
農業：農産物の生産、果樹栽培、養鶏、養豚等による所得
土地、家屋等の賃貸料、礼金、権利金等による所得
- ④不動産 利子：国外で支払われる預金の利子等の所得
配当：株式配当・剩余金の分配（出資に係るものに限る）等の所得
- ⑤利子・配当 総合譲渡：書画・ゴルフ会員権等、土地・建物以外の資産の譲渡による所得（所有期間により長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。）
一時：賞金、懸賞当せん品、競輪・競馬等の払戻金、生命保険の満期返戻金等の所得
- ⑥総合譲渡・一時 *申告書に○印のあるものは申告書裏面の内訳を記入し、●印のあるものは収支内訳書を市ホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。

◆所得金額の求め方

給与所得	裏面の「給与所得の計算方法」を参照
雑所得（公的年金等）	裏面の「公的年金等所得の計算方法」を参照
総合譲渡（長期）・一時所得	（収入金額-必要経費-特別控除）×1/2 ＊特別控除は最大50万円まで認められます
総合譲渡（短期）所得	（収入金額-必要経費-特別控除） ＊特別控除は最大50万円まで認められます
その他の所得	収入金額-必要経費

* 分離課税所得のある人
土地・建物等の譲渡所得、一般・上場株式等の譲渡所得等の分離課税所得は、他の所得と分離し、別の税率が適用されます。申告される人は別途、付表が必要です。なお、退職所得については、原則として支給の際に市民税・県民税が徴収されているため、申告の必要はありません。

III 人的控除について

- <本人対象の控除>
- ⑭勤労学生控除 [必要書類] 学生証等
本人が学生で、合計所得金額が85万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合、学校名、学年を記入してください。
 - ⑮障害者控除 本人・同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合、下の表を参考にし、普通・特別障害者及びⅡ内の該当区分を○で囲み、障害の程度を記入してください。

障害者控除の区分	対象者
特別障害者	・身体障害者手帳1級・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A等
その他障害者	・身体障害者手帳3級～6級 ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級 ・療育手帳B等

* 障害者手帳等をお持ちでない人でも、65歳以上で身体の状態や認知症の度合いが身体障害者手帳や療育手帳の被交付者と同程度の人（介護保険の要介護認定者を含む。）については、障害者控除対象者認定書があれば控除の対象となる場合があります。各区の高齢・障害者相談課又は各福祉相談センターに相談してください。

⑯寡婦・ひとり親控除 下の表に該当する場合、寡婦かひとり親を○で囲んでください（寡婦の場合、死別・離婚等も○で囲んでください）。なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある人は対象外となります。

寡婦	ひとり親
合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族のある人 ・夫と死別した後、婚姻していない人又は夫が生死不明の人	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子（前年の総所得金額等58万円以下）を有するひとり親

相模原市長あて 合和 年 月 日提出

〒 252-1111

住所

相模原市中央区〇〇1-2-3

令和7年1月から12月までの所得及び控除を記入してください。
課税される収入のなかった人は裏面の「IV 課税される収入のなかった人」欄を記入してください。

相模太郎

042(123)4567 生年月日 大昭平令 44年11月8日

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

種類	収入金額	所得金額
①給与	1,950,000円	1,283,600円
②雑務	150,000円	100,000円
③その他	300,000円	100,000円
④不動産		
⑤利子・配当		
⑥総合譲渡・一時		
⑦	総所得金額	1,483,600円

○印のあるものは、裏面内訳の記入が必要です。

●印のあるものは、別紙内訳書を市ホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。

給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法

□給与からの差引き（特別徴収）
□自分で納付（普通徴収）

※印の記載があるものは、証明書・明細書等の添付が必要です。

※印の記載があるものは、裏面内訳の記入が必要です。

※印の記載があるものは、別紙内訳書を市ホームページからダウンロードして記入の上、この申告書に添付してください。

申告書記入例（裏面）



IV 課税される収入のなかった人

収入のなかった人は、該当項目に○をつけ、必要事項を記入してください。特に該当項目がない場合「gその他」欄に具体的な内容を記入してください。なお、課税される収入がなかった場合でも、申告書表面の「Ⅲ人の控除」欄に該当がある場合は記入してください。

(記入例)

④a 次の人に扶養(仕送り又は援助)されていた
氏名 相模 一郎 続柄(父)
生年月日 大昭和 25年 11月 1日
[同居 · 単身赴任中 · 別居]
単身赴任中・別居の場合のその人の住所 神奈川県〇〇市△△1-1-1 電話番号 000-000-0000

また、令和8年1月1日現在、他の市区町村に居住しており、課税される見込みの人（令和8年6月以降）、又はすでに課税されている人は、「b 令和8年1月1日現在、他の市区町村に居住していた」欄に居住している市区町村の住所及び居住期間等を記入してください。

(記入例)

④b 令和8年1月1日現在、他の市区町村に居住していた (他の市区町村で課税予定である、海外居住をしていた) 住所 東京都〇〇区△△1-1-1
居住(赴任)期間 令和5年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日(予定)

*他市区町村で課税されていても、相模原市内に家屋敷や事業所を有する場合、家屋敷課税の対象となります。対象となる人は別途、「事務所、事業所または家屋敷に関する市民税・県民税申告書」の提出が必要です。申告書は市ホームページからダウンロードできます。

⑧雑損控除の内訳

〔必要書類〕災害により雑損控除を受ける場合は、計算書等

損害の原因、損害年月日、災害を受けた資産の種類、損害金額、保険金などで補てんされる金額、差引損害額のうち災害関連支出の金額を記入してください。

①給与の内訳

〔必要書類〕源泉徴収票（源泉徴収票を添付する場合は記入不要）

源泉徴収票をお持ちでない人はこの欄に勤務先・勤務期間・1日の賃金・日数・収入金額を記入し、表面「I所得金額」の収入金額・所得金額に記入してください。所得金額の計算は下の表を参照してください。

*収入額は手取り額ではなく、保険料等を引く前の総支払額になります。ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)	給与所得金額
~ 1,899,999円	(A) - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	(A) * × 70% - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	(A) * × 80% - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円 ~	(A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

所得金額調整控除について

給与等の収入金額が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族がいる人又は特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族がいる場合記入してください。（⑩扶養親族等欄で記入した扶養親族を除く）

IV 課税される収入のなかった人	
次の申込者に扶養(仕送り又は援助)されていた	
氏名	続柄()
生年月日	大昭和 年 月 日
[同居 · 単身赴任中 · 別居]	
単身赴任中・別居の場合のその人の住所	
電話番号 ()	
④b 令和8年1月1日現在、他の市区町村に居住していた (他の市区町村で課税予定である、海外居住をしていた) 住所	
居住(赴任)期間 年 月 日 ~ 年 月 日(予定)	

①給与の内訳		
勤務先	勤務期間	
○○○○○○(株)	1月～12月	
月～月		
④a 1日の賃金	④b 日数	収入金額 ④a × ④b
1月 10,000円	15日	150,000円
2月 10,000円	15日	150,000円
3月 10,000円	20日	200,000円
4月 10,000円	15日	150,000円
5月 10,000円	20日	200,000円
6月 10,000円	15日	150,000円
7月 10,000円	15日	150,000円
8月 10,000円	15日	150,000円
9月 10,000円	15日	150,000円
10月 10,000円	20日	200,000円
11月 10,000円	15日	150,000円
12月 10,000円	15日	150,000円
合計		1,950,000円

②雑所得の内訳					
※公的年金等の所得の求め方については記入例を確認ください。					
年金の種類	支払者	収入金額	※所得金額		
公的年金等		円	円		
種目	所得の生ずる場所	④a 収入金額	④b 必要経費	所得金額 ④a - ④b	
業務	○○学園	150,000円	50,000円	100,000円	
その他		円	円	円	
個人年金	△△生命保険	300,000円	200,000円	100,000円	

⑤利子・配当所得の内訳					
種目	銀行名・会社名	収入金額	必要経費	源泉徴収額	支払確定年月日
		円	円	円	

⑥総合課税の譲渡所得・一時所得の内訳					
種目	④a 収入金額	④b 必要経費	④c 差引金額(④a - ④b)	④d 特別控除	特別控除後の金額 a+(b+c) × 1/2
総合短期譲渡所得	円	円	円	a	円
総合長期譲渡所得	円	円	円	b	円
一時所得	円	円	円	c	円

⑧雑損控除の内訳					
損害の原因	損害年月日	災害を受けた資産の種類			
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損害額のうち 災害関連支出の金額			

※損害により雑損控除を受ける場合は、別紙「雑損控除計算書」を市ホームページからダウンロードして記入の上、添付してください。

※寄附金税額控除に関する事項					
寄附先の名称	寄附金額				
社会福祉法人 ○○会	10,000円				
	円				
	円				
	円				

※ 寄附金税額控除を受けるためには、証明書が必要です。

⑭別居の扶養親族等に関する事項					
氏名	住所	※国外居住			
相模 花郎	オーストラリア〇〇〇〇	配偶者	30歳未満又は70歳以上		
		留学	38万円以上の支払		
		配偶者	30歳未満又は70歳以上		
		留学	38万円以上の支払		
		配偶者	30歳未満又は70歳以上		
		留学	38万円以上の支払		

※国外居住親族について控除の適用を受けるためには、「親族関係書類」及び「送金関係書類」等が必要です。

所得金額調整控除に関する事項					
氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合 □同居 □別居	個人番号	
() 大昭和 年 月 日					
身・精・癡()					

分離課税の申告が必要な人は、本市ホームページから分離課税用の付表をダウンロードして記入の上、添付してください。

※印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)

給与所得金額

(A) - 650,000円

1,900,000円 ~ 3,599,999円 (A) * × 70% - 80,000円

3,600,000円 ~ 6,599,999円 (A) * × 80% - 440,000円

6,600,000円 ~ 8,499,999円 (A) × 90% - 1,100,000円

8,500,000円 ~ (A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)

給与所得金額

(A) - 650,000円

1,900,000円 ~ 3,599,999円 (A) * × 70% - 80,000円

3,600,000円 ~ 6,599,999円 (A) * × 80% - 440,000円

6,600,000円 ~ 8,499,999円 (A) × 90% - 1,100,000円

8,500,000円 ~ (A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)

給与所得金額

(A) - 650,000円

1,900,000円 ~ 3,599,999円 (A) * × 70% - 80,000円

3,600,000円 ~ 6,599,999円 (A) * × 80% - 440,000円

6,600,000円 ~ 8,499,999円 (A) × 90% - 1,100,000円

8,500,000円 ~ (A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)

給与所得金額

(A) - 650,000円

1,900,000円 ~ 3,599,999円 (A) * × 70% - 80,000円

3,600,000円 ~ 6,599,999円 (A) * × 80% - 440,000円

6,600,000円 ~ 8,499,999円 (A) × 90% - 1,100,000円

8,500,000円 ~ (A) - 1,950,000円

*印の給与収入金額は4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、再び4,000を掛けます。

ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入額に含みません。

給与所得の計算方法

給与収入金額(A)

給与所得金額

(A) -